令和６年度四街道市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、自転車を利用する小中学生のヘルメットの着用促進のため、当該年度の予算の範囲内において、四街道市補助金等交付規則（昭和４６年規則第６号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき令和６年度四街道市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　ヘルメット　自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

ア　一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したＳＧマーク

イ　公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したＪＣＦマーク

ウ　欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したＣＥマーク（ＥＮ１０７８の記載があるものに限る。）

エ　ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したＧＳマーク

オ　米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したＣＰＳＣマーク（ＣＰＳＣ１２０３の記載があるものに限る。）

カ　その他アからオまでに類する認証を受けたもの等で、市長が認めるもの

（２）　使用者　本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に規定する住民基本台帳に記録され、満６歳に達する日以後の最初の４月１日から満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者のうちヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

（３）　保護者　使用者の親権を行う者、後見人その他使用者を現に監護する者をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　ヘルメットを購入した日から補助金の交付を申請する日までの間において、継続して本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に規定する住民基本台帳に記録されていること。

（２）　本市に納付すべき市税等を滞納していないこと。

（補助対象経費等）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、令和６年４月１日以後にヘルメットを購入した際に要した費用（消費税及び地方消費税を含み、送料及びポイント等による支払額を除く。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、フリーマーケットその他の個人間の売買により購入したヘルメットについては、補助金を交付しないものとする。

３　補助金の交付は、使用者１人につきヘルメット１個に限るものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、ヘルメット１個当たり２，０００円を上限とし、前条に規定する補助金の交付の対象となる経費がその額に満たないときは、その全額を補助する。

（補助金の申請及び請求）

第６条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は令和６年度四街道市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書兼請求書」という。）を、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その内容を市長が確認できるときは、市長はこれを省略させることができる。

（１）　ヘルメットの購入に係る費用の領収書その他支払の完了が確認できる書類の写し

（２）　購入したヘルメットが第２条第１号アからカまでのいずれかの認証等を受けていることが確認できるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

（３）　申請者の本人確認ができるマイナンバーカード、運転免許証等の写し

（４）　補助金の振込先口座が確認できる通帳等の写し

（５）　前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

３　第１項の規定による補助金の申請は、令和７年１月３１日までに行わなければならない。

　（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の支給の可否を決定し、令和６年度四街道市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定・却下通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２ 市長は、前項の規定により補助金の支給を決定したときは、速やかに申請者に補助金を支給するものとする。

　（補助金の実績報告等の特例）

第８条　規則第１２条に規定する補助金の実績報告については、第６条第１項の申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

２　規則第１３条に規定する補助金の確定通知については、前条第１項の通知をもって当該確定通知があったものとみなす。

　（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第９条　市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

　（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年１０月１日から施行し、令和６年４月１日以後に購入したヘルメットに係る補助金について適用する。

　（失効等）

２　この要綱は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、令和６年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第１号（第６条第１項）

令和　　年　　月　　日

四街道市長　　　　　　　　　様

申請者　住　　所

氏　　名

生年月日　　　　　　　年　　月　　日

電話番号

令和６年度四街道市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

令和６年度四街道市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり、申請兼請求します。

【内容を確認の上、□にチェックを入れてください。】

□私（申請者）に係る市税等の滞納はありません。

□私（申請者）及び使用者に係る住民基本台帳及び市税等の納付の状況について、市が

必要に応じて調査又は照会を行うことに同意します。

| 使用者（児童生徒）の氏名 |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用者の生年月日 | 平成　 年 　月 　日 | 平成　 年 　月 　日 | 平成　 年 　月 　日 |
| 使用者の住所（申請者と同一の場合は記載不要） |  |  |  |
| 使用者（児童生徒）と申請者との関係（例：子） |  |  |  |
| 購入したヘルメット | 安全認証（いずれかに○） | ＳＧ・ＪＣＦ・ＣＥＧＳ・ＣＰＳＣその他（　　　　　） | ＳＧ・ＪＣＦ・ＣＥＧＳ・ＣＰＳＣその他（　　　　　） | ＳＧ・ＪＣＦ・ＣＥＧＳ・ＣＰＳＣその他（　　　　　） |
| 購入金額（税込額） | 円 | 円　 | 円　 |
| 補助申請兼請求額（※１） | ①　　　　　　円 | ②　　　　 　 円 | ③　　　　 　円 |
| 補助申請兼請求合計額 | （①＋②＋③＝）　　　　　　　　　　　　　　円 |

※１　補助申請兼請求額はヘルメットを購入した際に要した費用又は2,000円のうち低額の方

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 銀行・信用金庫等 | 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 口座番号 |  | 口座種別 | 普通・当座 |
| 口座名義人（※２） | （フリガナ） |
| 口座名義人（※２） | （漢字） |

※２　口座名義人は申請者と同一であること

【添付書類】

□ヘルメットの購入に係る費用の領収書その他支払の完了が確認できる書類の写し

　※領収日、領収金額、購入店、品名・品番等

□認証等を受けていることが確認できるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

□申請者の本人確認ができるマイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証等の写し

□補助金の振込先口座が確認できる通帳等の写し

様式第２号（第７条第１項）

四街道市　指令第　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

四街道市長　　　　　　　　　　印

令和６年度四街道市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定・却下通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、令和６年度四街道市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１　交付

　　　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　円

２　却下

　　　理由